

雲仙市男女共同参画推進条例

令和3年12月27日

雲仙市条例第38号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 雲仙市男女共同参画審議会（第17条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

雲仙市は、美しい雲仙岳、恵み豊かな有明海と橘湾、悠久の歴史にはぐくまれた中で、人と人とのつながりを育み、お互いに助け合う市民協働のまちづくりを推進してきた。

そのような市民協働のまちづくりを進めるには、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性や生き方を認め合い、共に支え合う社会が実現されなければならない、それは市民共通の願いでもある。

国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が提唱され、その内容としてジェンダー平等と女性の能力強化を盛り込み、これを世界共通の目標の1つとして掲げ、わが国においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、これまでに男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定など、男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。

そして、本市においても平成20年に「雲仙市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開してきた。

雲仙市が、将来にわたって賑わいと活力を生み出し、全ての人が安心して豊かに暮らしていくためには、男女が様々な分野で共に参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画」の視点に立ったまちづくりが重要であることから、家庭、学校、職場、地域等、社会の様々な場面において、市や市民、事業者等そして教育関係者が一体となって男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 誰もが、家庭生活、地域生活等との調和を保ちながら、やりがいや充実感を持って働き、人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は交際相手等相互に親密な関係にあり、若しくはあった者からの身体的、精神的、経済的又は性的暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行にとらわれることなく、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼされないよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられるよう配慮されること。
- (4) 全ての人が、社会の対等な構成員として市の政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が平等に確保できるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるようにすること。
- (6) 全ての人が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、自己の人生のあり方を自ら決定でき、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向を踏まえて行われる国の取組と協調して行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定又は実施するに当たり、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者等及び教育関係者と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

る。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者等は、男女が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができるワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、男女共同参画の推進における教育の重要性に照らし、それぞれの教育が行われる過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害行為等の禁止)

第8条 全ての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、雲仙市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市の政策決定の場への女性の参画促進等)

第10条 市は、政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進し、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、基本理念や男女共同参画計画の趣旨に沿った男女共同参画の推進について、市民、事業者等及び教育関係者の理解を深めるため、広報公聴活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第12条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(防災分野における施策の推進)

第13条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を講ずるよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(相談の処理)

第16条 市民は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。

第3章 雲仙市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、雲仙市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策及びその進捗状況に関すること。
- (3) 第16条第2項の規定による相談の処理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第19条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画の推進に資する活動を行う者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第4章 雑則

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている第3次雲仙市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

（雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年雲仙市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域自立支援協議会委員」の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会会長	日額 7,500円
男女共同参画審議会委員	日額 7,000円